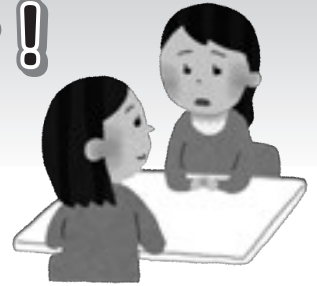


# 特設人権相談所を開設します！

身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内の悩みごとやトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。



<開設日> 6月1日(火) <時間> 10時~15時  
<会場> 保健福祉センター「さわやか村」 2階 研修室  
<費用> 無料 <申込> 不要 <相談員> 人権擁護委員

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止を決定させていただく場合がございます。

## 人権とは？

「人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものです。

しかし、現実の社会では、いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシー侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。

## 人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、地域社会で信頼されており、人格見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人を市町村長が推薦し法務大臣が委嘱した方々です。朝日町では3名の人権擁護委員が人権擁護活動を行っています。

問い合わせ先：保険福祉課 TEL 377-5659

# 朝日町犯罪被害者等支援条例を制定しました

町では犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とした条例を制定しました。

条例では犯罪被害者等への相談及び情報の提供を行うことのほか、支援金の給付を行うこととしています。

## 支援金の種類・支給額・給付要件

区分	給付対象者
遺族支援金 【30万円】	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に町内に住所を有する第1順位遺族
重傷病支援金 【10万円】	犯罪行為が行われた時に町内に住所を有する犯罪被害者であって、負傷又は疾病の療養に要する期間が1ヶ月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された者
精神療養支援金 【2万5千円】	犯罪行為が行われた時に町内に住所を有する犯罪被害者であって、特定の犯罪行為による精神被害の療養の期間が3ヶ月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された者

※申請に基づき給付を行います。同一世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付します。

問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651

# 6月1日 経済センサス活動調査を実施します

この調査は、全国の事業所・企業を対象として実施されるもので、我が国の経済活動の実態を明らかにすることを目的としています。

5月中旬頃から調査員が訪問しますので、インターネット回答、または調査票へのご記入をお願いします。

※新型コロナウイルス感染防止のため、できる限りインターネットでのご回答をお願いします。

問い合わせ先 企画情報課 TEL 377-5663

# 2021 サマーフェスタ ASAHI中止のお知らせ

問い合わせ先 企画情報課 TEL 377-5663

本年度のサマーフェスタASAHIは、新型コロナウイルス感染症の事態収束の見通しが立たないため、中止とさせていただきます。

来場を予定されていた方々には、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

サマーフェスタASAHI実行委員会